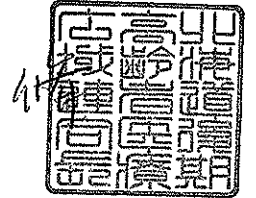


北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月20日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「この条」を「この条及び第14条第1項第1号の2」に改める。

第12条中「算定される」の次に「所得割額又は」を加える。

第14条第1項第1号中「をいう。以下この条」を「をいう。第2号及び第3号並びに次項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が、いずれも令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者である場合における当該世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

第14条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項中「前項各号」を「前項第1号、第2号及び第3号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

第15条第1項中「前条第1号、第2号及び第4号」を「前条第1項第1号から第2号まで」に改める。

第18条第2項中「、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに」を削る。

附則第3条中「受けたもの」を「受けたものに係る第14条の規定の適用」に、「第14条第1項第1号から第3号までの規定」を「同条第1項第1号」に、「（所得税法）」を「（所得税法（昭和40年法律第33号）」に、「第14条第1項第2号」を「同項第2号」に、「同条第2項」を「総所得金額」とあるのは「総所得

金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項」に、「とする」を「と、同条第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする」に改める。

附則第6条中「若しくは附則第11条」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」を「、附則第11条若しくは附則第12条」に改める。

附則第9条第1項中「以下の」を「を超えない」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第12条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分の保険料については、なお従前の例による。